

在宅緩和ケア充実診療所・病院加算について

当院では、積極的に在宅での緩和ケア診療に取り組んでいます。

具体的には、機能強化型の在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院で看取り、緊急往診、麻薬使用等に十分な実績があり、緩和ケア・看取りの経験をしっかりと積んだ常勤医師が配置されているという医療機関を評価した加算です。詳細な施設基準は、以下の通りです。

【施設基準】

- ①機能強化型の在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院の届出を行っていること。
- ②過去1年間の緊急往診の実績が15件以上、かつ、看取りの実績が20件以上であること。
- ③緩和ケア病棟又は在宅での1年間の看取り実績が10件以上の医療機関において、3か月以上の勤務歴がある常勤の医師がいること。
- ④末期の悪性腫瘍等の患者であって、鎮痛剤の経口投与では疼痛が改善しないものに対し、患者が自ら注射によりオピオイド系鎮痛薬の注入を行う鎮痛療法を実施した実績を、過去1年間に2件以上有していること、又は過去に5件以上実施した経験のある常勤の医師配置されており、適切な方法によってオピオイド系鎮痛薬を投与した実績を過去1年間に10件以上有していること。
- ⑤「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した研修」又は「緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会等」を修了している常勤の医師がいること。
- ⑥院内等において、過去1年間の看取り実績及び十分な緩和ケアが受けられる旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされていること。

引き続き皆様のご希望に応じた質の高い緩和ケアが提供できるようスタッフ一同より一層努力してまいります。